長与町農業委員会会議録

平成２９年６月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年６月農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年６月２６日（月）　　１５時３０分から１６時００分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．　出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．　欠席委員（０名）

５．　議事日程

第１	議事録署名委員の指名	８番　柳原　厚志	９番　山本　純博
第２	第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について		
第３	第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について		
第４	第３号議案　農地利用集積計画について		
第５	第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について		
第６	第２号報告　農地改良届出報告書について		

６．　農業委員会事務局職員

事務局長	和田　弘
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	岩瀬　博暢

事務局　定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。平成２９年６月の総会開催あたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は全員の出席であることを報告致します。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　こんにちは。それでは、平成２９年６月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。８番、柳原厚志委員、９番、山本純博委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第４条の規定による許可申請についてが１件、第２号議案農地法第５条の規定による許可申請についてが１件、第３号議案農用地利用集積計画が３件。また、報告事項では、農地法第５条第１項第６号の規定による届出が１件、農地改良届出書が１件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第４条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第４条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１、申請地は、長与町平木場郷（地番）、田、２３０㎡。同じく（地番）、田、７４２㎡。同じく（地番）、田、０．５１㎡。同じく（地番）、田、４４㎡。同じく（地番）、田、８．１６㎡。同じく（地番）、田、３．１４㎡。同じく（地番）、田、１５㎡。計１，０４２．８１㎡です。農地区分は農用地区域外７筆です。

申請者は、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、アパートの建築で利用期間は永久です。

施設の概要を申し上げますが、集合住宅１棟、１０戸、木造２階建低層共同住宅。建築面積２９０．８７㎡。駐車場普通車１８台分、面積４３０㎡。駐輪場１ヶ所、面積４．７６㎡です。申請者は、賃貸アパート（集合住宅）を自己所有地に建設します。申請地は、盛土、最高１．８ｍを行い、鉄筋コンクリートにて土留め工事を行う。上部の田から流れる水は、排水管を設置して下流に流れるようにする。木造２階建の低層アパートを建築予定であり近隣農地への日照・通風に関する著しい影響はない。隣接する東側の田と申請地は同じ所有者である。雨水排水については、水路放流。汚水、生活雑排水については公共下水道です。都市計画区域外になります。

なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございません。

次に２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。県道、東長崎長与線から町道に入り平木場郷、（施設名）、（施設名）、〇〇バス停より町道を〇〇方面へ１００ｍ進んだところが申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
２番、辻委員

２　番　　６月１６日に現地立会いを行いました。現地は今回申請されている所の一角に５０ａ程度の農地がございます。所有者は、３名で、そのうち４０ａが今回申請されている方の農地です。隣接地は、住宅、アパート、（会社名）が申請者の土地を借りて〇〇関係の仕事をされている会社でございます。農地には、水稲、ブルーベリー、野菜等が栽培されておりますが、その内一部、６ａ程度は地主が地区外の人のために、現在、５～６年になりますが、除草管理だけされております。この一角は、平木場ではいち早く転用が始まった所でございますが、どうしてこれだけの土地が残っていたかといいますと、申請者は既に、アパート４世帯を２棟、先ほど言いました会社に土地を貸されておりまして、慌てて売買等する必要が無かったために、今までこの土地がここに残っておりました。今回、アパートメーカーが、平木場地区が指定になりましたということで、現在ぐるぐる回っておられます。今回、勧められての申請になったのではないかなと思われます。今回の申請に当たっては、隣接の方に口頭で同意を得ておるとのことでしたので、念のために１名へ確認を行いましたところ、間違いなく話しに来られましたとのことでした。先ほどもありましたように、他の農地等に影響を与えるような所ではございませんので、よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　質問が無かったら、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第４条の許可申請を県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、許可することに決定いたします。
続いて第２号議案農地法第５条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、議案書の１ページをお開き下さい。整理番号８、申請地は４筆です。長与町岡

郷（地番）、畑、２０４㎡。農地区分は、農用地区域外です。同じく（地番）の一部、畑、１８７㎡。農地区分は、農用地です。申請者の賃貸人は、長与町岡郷（地番）、亡（氏名）さん、相続人代表（氏名）さん。

次に、長与町岡郷（地番）の一部、畑、９９㎡。農地区分は、農用地区域外です。申請者の賃貸人は、長与町岡郷（地番）、亡（氏名）さん。相続人代表（氏名）さん。

次に、長与町岡郷（地番）の一部、畑、２７㎡。申請者の賃貸人は、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。計５１７㎡、農用地１筆、農用地区域外３筆です。賃借人は、長崎市岡町（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん。申請目的は、道路工事作業用通路用地。賃借権設定権利の存続期間は、受許可後から平成３０年３月３１日までです。

施設の概要は、道路工事作業用通路用地、所要面積は５５６㎡です。併用地同（地番）山林の一部、３９㎡を含みます。

備考欄に記載しているとおり、国道２０７号線の道路改良工事のための工事現場作業用通路として受許可後から平成３０年３月３１日までの期間で賃借権を設定します。一時転用で道路改良工事終了後は、農地復元工事の施工を行い、農地を復元いたします。申請地は、最高２．８ｍの盛土を行う。大型土嚢と木柵で土留めを施し、荒天が予想される時は、崩壊等による被害がないように、事前に見回り点検し、必要が認められればその都度補強を実施して、被害を未然に防除する。

また、荒天時においても見回り点検を実施する。隣接農地への通路を確保する。隣接農地は段々状で西側が開けているので、日照と通風に影響はない。雨水排水については、自然流下。汚水、生活雑排水は発生しない。都市計画区域外になります。

なお、立地基準は２種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございませんでした。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。岡郷の国道２０７号線〇〇バス停から、〇〇バス停の間の〇〇湾沿岸になります。なお、場所が分かりにくいので、町全体の地図で位置を確認してください。以上、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　現地確認を６月２２日に業者の方と、事務局と行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり国道２０７号線の拡幅工事に伴う作業用道路の一時転用という事で、期間の限度は、平成２９年度いっぱいでございます。別段、問題はありませんが、私はこの議案書を見て、１つ事務局の方にお尋ねしたいのですが、農用地区域がこの中に少しあります。農用地区域外と農用地区域内があります。通常の転用の場合は、農用地区域内の場合は除外申請をしてからの手続きになると思いますが、今回の一時転用の場合は除外申請が必要ないのかという事について、特例的にされたのかお尋ねいたします。

議　長　　事務局、説明をお願いします。

事務局　　一時転用である場合、農用地除外申請をせずに、転用を受け付けることが出来ます。ただし、農地を必ず復元していただく必要がございますので、平成３０年３月３１日までの間に復元計画に基づいて農地に戻していただくようになっております。また、農用地を一時転用する場合は、町の農業振興計画について意見が無いか、主管課に求めるようになっていまして、産業振興課へ意見照会をしまして、振興計画上支障がないという意見書をいただいております。以上です。

議　長　　他に質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も質問が無かったらこれで審議を終了いたします。説明のとおり農地法第５条の許可申請を県へ進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、県に進達することに決定致します。続いて、第３号議案農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　それでは第３号議案に入りますが、１ページから４ページの例月・規定・集計表等については、省略させていただきます。では、議案書の５ページをお開き下さい。

所有権の移転を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。所有権を移転する土地は１筆です。長与町岡郷（地番）、地目現況、畑、登記簿、畑、面積５１４㎡。所有権の登記の有無は、所です。所有権移転の内容としましては、利用目的は、野菜。所有権の移転時期は、平成２９年７月１日。対価、〇〇円。対価の支払い方法、現金払い。対価の支払い期限、平成２９年７月１日。引渡しの時期は、平成２９年７月１日です。

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、売買です。

設定場所を申し上げます。８ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線〇〇方面、〇

○バス停から６０m進み、町道へ入りまして１００m進み左折して山側へ２０m進みますと申請地となります。これで説明を終わります。

議　長　　説明が終わりましたが地区担当委員さんの補足説明があればお願いします。
１６番、柿本委員。

１６番　　申請地につきましては、（譲受人）さんが数年前より借りて野菜を作っておられましたが、今回この利用によりまして所有権移転を行いたいという計画でございます。（譲受人）さんは、年齢○○歳で、専業農家で野菜を中心に一生懸命取り組んでおられる方でございます。（譲渡人）さんにつきましては、体調を壊されて農業を出来ないということです。いとこ関係の間柄ですので別段問題ないと思われます。（譲受人）さんは、地域の中核的農家のリーダーでありますので、益々頑張っていかれると思いますのでよろしくご審議の程お願いします。

議　長　　地区担当委員から補足説明がありましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようですので、これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、２件目について、説明をお願いします。

事務局　　次に９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、時津町西時津郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，７２５㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２９年７月１日から３２年６月３０日までの３年間です。新規になります。

設定場所を申し上げます。１１ページをお開き下さい。斉藤郷、（施設名）グラウンドと町道を挟んだ（施設名）の横、３０m付近が申請地、斉藤郷（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんより補足説明があればお願いします。
５番、白﨑委員。

５　番　　この件につきましては、先般の総会の折に、（貸主）さんから（氏名）さんに水田を作るということで契約をされていましたが、（氏名）さんが急に体調を壊されて４、５日前に退院されたという状況で、田植えが出来ないので、他の人を探していたところ、（借主）さんが野菜を作りたいと申出があってこの契約になったということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議　長　　他の委員さんから質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようでしたら、これで審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
続いて３件目について、説明をお願いします。

事務局　　次に、１２ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、９筆です。長与町岡郷（地番）、畑、１，１７９㎡。長与町岡郷（地番）、畑、４０６㎡。同じく（地番）、畑、２８４㎡。同じく（地番）、畑、３１０㎡。長与町岡郷（地番）、畑、４５９㎡。同じく（地番）、畑、９２９㎡。同じく（地番）、畑、５４㎡。同じく（地番）、畑、６２７㎡。同じく（地番）、畑、２１７㎡。利用権の種類は、９筆とも

全て使用貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成２９年７月１日から３９年６月３０日までの１０年間です。新規になります。

設定場所を申し上げます。１４ページをお開き下さい。岡郷、○○公園を載せていますが、図面のとおり（地域名）から山側にかなり上ったところが、申請地（地番）、（地番）、（地番）、（地番）になります。１５ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線から（事業所名）から町道に入ったところが、申請地（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま事務局から説明がありましたが、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

４番、入江委員。

４　番　　借主の（氏名）さんは、（貸主）さんの次女の夫です。現在、（団体名）を定年退職されてから（店舗）に勤めておられまして、休みのときは殆ど、今申請のあった畑をよくされています。一時病気をされましたが、今は回復しまして、大変良くされておりますので問題なしと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方から何か質問はありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　面積の合計はいくらですか。

事務局　　４，４６５㎡です。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

１０番、水谷委員。

１０番　　（借人）さんは農業者という意味で、親子関係でこういう手続きをされたのかお尋ねします。

事務局　　利用集積計画の貸し借りに伴いまして、新規就農計画を出していただいております。（店舗名）か何かに出荷するために農業者という証明が必要ということで、農業従事証明を取得す

るために新規就農をされてこの後、農家台帳登載申請書を提出していただく予定です。以上です。

１０番　基本的には新規就農という捕らえ方でいいですか。

事務局　はい。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、建築業です。譲受人は、（氏名）さん。佐世保市矢峰町（地番）、団体職員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、２９５㎡です。３．転用計画は、住宅用地。４．申請日は、平成２９年５月２３日。５．専決処分の日は、平成２９年５月３１日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年６月２６日長与町農業委員会事務局長和田弘。

次に２ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　みなさんにお伺いします。続けて届出を全部報告してよろしいですか。

【異議無しの声あり】

議　長　　では、続けて報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開きください。農地改良届出の報告です。土地の所在等ですが、長与町平木場郷（地番)。登記地目、田、現況は、畑です。面積９３㎡です。所有者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。耕作者も同じでございます。作付作物は、キュウイです。工事期間は、平成２９年１２月３１日までの予定です。農地の改良とその他の内容ですが、〇〇地区土地区画整理事業における土地造成工事の残土を運搬し、申請地の農地改良を行う工事でございます。残土の運搬を業者に依頼しますが、改良工事は申請者本人が施工いたします。法面はアンカーブロックで補強し土砂の河川への流失防止措置を行う計画でございます。上記のとおり、農地改良届出を平成２９年６月１６日に、現地確認を平成２９年６月１６日にいたしましたので報告いたします。平成２９年６月２６日、農業委員辻末男代読です。

続きまして、４ページをお開き下さい。農地改良の場所を説明いたします。県道東長崎長与線から町道に入り平木場郷（施設名)、(施設名）を通り約１ｋｍ進みますと、〇〇バス停がございます。そのバス停を通り、川を渡ると右側が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から２件の報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったらこれで報告事項を終わります。次は行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年６月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。